

令和4年12月15日

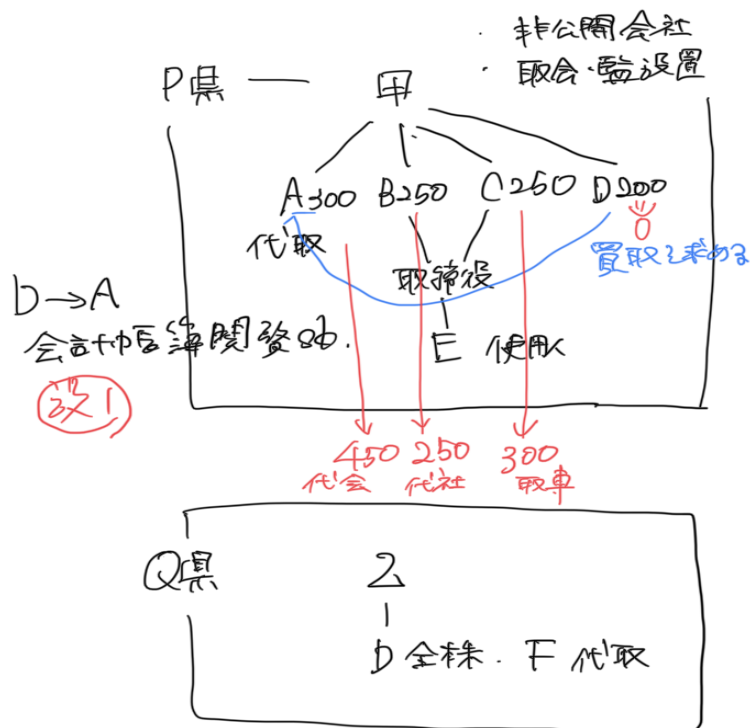
再チャレンジプログラム (2/5)

作成者：中野 知美

1 会社法のポイント

- ☐ 案外条文が引けると何とかなる
- ☐ 事案への慣れが重要→問題演習が大事
- ☐ 時系列、会社の性質などの前提情報に注意

2022 年 会社法基礎2 中間レポート (平成 30 年司法試験)



R4.5 A交通事故死亡
B 700 C 300
C. 売渡す。

R4.7.3 臨時株主総会
Bがない可決。

(改2)

【設問 1】

上記 1 から 6 までを前提として、上記 6 の閲覧の請求を拒むために甲社の立場において考えられる主張及びその主張の当否について、論じなさい。

<争点>

①会計帳簿の閲覧の請求の拒絶事由

- (1) D による閲覧の請求が会社法第 4 3 3 条第 1 項の会計帳簿の閲覧の請求に該当すること、当該請求の要件等に言及した上で、
- (2) 当該請求が同条第 2 項第 1 号又は第 3 号の拒絶事由等に該当し、甲社が当該請求を拒むことができるかどうかを検討する

(会計帳簿の閲覧等の請求)

第 4 3 3 条 総株主（株主総会において決議をすることができる事項の全部につき議決権を行使することができない株主を除く。）の議決権の百分の三（これを下回る割合を定款で定めた場合にあっては、その割合）以上の議決権を有する株主又は発行済株式（自己株式を除く。）の百分の三（これを下回る割合を定款で定めた場合にあっては、その割合）以上の数の株式を有する株主は、株式会社の営業時間内は、いつでも、次に掲げる請求をすることができる。この場合においては、当該請求の理由を明らかにしてしなければならない。

一 会計帳簿又はこれに関する資料が書面をもって作成されているときは、当該書面の閲覧又は謄写の請求

二 会計帳簿又はこれに関する資料が電磁的記録をもって作成されているときは、当該電磁的記録に記録された事項を法務省令で定める方法により表示したものの閲覧又は謄写の請求

2 前項の請求があったときは、株式会社は、次のいずれかに該当すると認められる場合を除き、これを拒むことができない。

一 当該請求を行う株主（以下この項において「請求者」という。）がその権利の確保又は行使に関する調査以外の目的で請求を行ったとき。

二 請求者が当該株式会社の業務の遂行を妨げ、株主の共同の利益を害する目的で請求を行ったとき。

三 請求者が当該株式会社の業務と実質的に競争関係にある事業を営み、又はこれに従事するものであるとき。

四 請求者が会計帳簿又はこれに関する資料の閲覧又は謄写によって知り得た事実を利益を得て第三者に通報するため請求したとき。

五 請求者が、過去二年以内において、会計帳簿又はこれに関する資料の閲覧又は謄写によって知り得た事実を利益を得て第三者に通報したことがあるものであるとき。

- 3 株式会社の親会社社員は、その権利を行使するため必要があるときは、裁判所の許可を得て、会計帳簿又はこれに関する資料について第一項各号に掲げる請求をすることができる。この場合においては、当該請求の理由を明らかにしてしなければならない。
- 4 前項の親会社社員について第二項各号のいずれかに規定する事由があるときは、裁判所は、前項の許可をすることができない。

<要件>

- ①総株主の議決権の100分の3以上の議決権を有する株主又は発行済株式（自己株式を除く。）の100分の3以上の数の株式を有する株主であること。
- ②会計帳簿又はこれに関する資料が書面をもって作成されているときは、当該書面の閲覧又は謄写の請求であること

D→1000株中200株（5分の1）

※割合や数字が問題となっているときは、事実認定の中でちゃんと割合等を出すと伝わりやすい。

例)

Dは1000株中200株を有しており、発行済み株式数の100分の3以上の数の株式を有している。

↓

Dは1000株中200株を有しており、発行済み株式数の5分の1を有しているため、発行済み株式数の100分の3以上の数の株式を有している。

* 会計帳簿とは（会社法計算規則第4条～56条）

主要簿：日記帳、仕訳帳、総勘定元帳

補助簿：現金出納帳、当座預金出納帳、小口現金出納帳、仕入帳、売上帳、支払手形記入帳、受取手形記入帳、商品有高帳、仕入先元帳、得意先元帳、固定資産台帳

D：

直近3期分の総勘定元帳及びその補助簿のうち、仕入れ取引に関する部分の閲覧の請求
→会計帳簿にあたる

<拒絶事由>

- 2 前項の請求があったときは、株式会社は、次のいずれかに該当すると認められる場合を除き、これを拒むことができない。

一 当該請求を行う株主（以下この項において「請求者」という。）がその権利の確保又は行使に関する調査以外の目的で請求を行ったとき。

（略）

三 請求者が当該株式会社の業務と実質的に競争関係にある事業を営み、又はこれに従事するものであるとき。

【1号】

本件の事情

「A が、どうすればこの請求を撤回してもらえかと尋ねたところ、D は、自分は甲社に対して興味を失っており、A がリベートを受け取っているかどうかなどは本当はどうでもよいと述べた上で、A がD 保有株式を買い取ることを重ねて求めた。」

* 自益権の行使としての性質

<参考>

譲渡につき制限のある株式の価格を算定する目的でした会計帳簿等の閲覧謄写請求について、1号には当たらないとした事案

（最判平成16年7月1日民集58-5-1214）

【3号】

本件の事情

「甲社は、P 県内に十数店舗を出店した。この間、D の子F が、甲社が出展する予定がない近畿地方のQ 県において、ハンバーガーショップを営む乙株式会社（以下「乙社」という。）の代表取締役として、乙社を経営するようになった。乙社の発行済株式はD が全て有しているが、D は乙社の経営に関与していない。」

→「実質的に競争関係にある」事業を営んでいるといえるか。

当該株主に会計帳簿等の閲覧謄写によって知り得る情報を事故の競業に利用するなどの主観的意図があることを要しない（最判平成21年1月15日民集63-1-1）。

<考慮すべき事情>

- ・ 甲社及び乙社はいずれもハンバーガーショップを営んでいる
- ・ 甲社は関東地方のP 県に、乙社は近畿地方のQ 県に、それぞれ出店している
- ・ 甲社はQ 県には出店する予定がない
- ・ D は、乙社の発行済株式の全部を有している

- ・乙社の 経営には関与していない
- ・乙社の代表取締役である F と親子関係にある

【設問 2】

会社法 174 条の趣旨を踏まえつつ、本件請求の効力を否定するために B の立場において考えられる主張及びその主張の当否について、論じなさい。

→決議の取消または無効の主張

(株主総会等の決議の不存在又は無効の確認の訴え)

第 830 条 株主総会若しくは種類株主総会又は創立総会若しくは種類創立総会（以下この節及び第九百三十七条第一項第一号トにおいて「株主総会等」という。）の決議については、決議が存在しないことの確認を、訴えをもって請求することができる。

2 株主総会等の決議については、決議の内容が法令に違反することを理由として、決議が無効であることの確認を、訴えをもって請求することができる。

(株主総会等の決議の取消しの訴え)

第 831 条 次の各号に掲げる場合には、株主等（当該各号の株主総会等が創立総会又は種類創立総会である場合にあっては、株主等、設立時株主、設立時取締役又は設立時監査役）は、株主総会等の決議の日から三箇月以内に、訴えをもって当該決議の取消しを請求することができる。当該決議の取消しにより株主（当該決議が創立総会の決議である場合にあっては、設立時株主）又は取締役（監査等委員会設置会社にあつては、監査等委員である取締役又はそれ以外の取締役。以下この項において同じ。）、監査役若しくは清算人（当該決議が株主総会又は種類株主総会の決議である場合にあっては第三百四十六条第一項（第四百七十九条第四項において準用する場合を含む。）の規定により取締役、監査役又は清算人としての権利義務を有する者を含み、当該決議が創立総会又は種類創立総会の決議である場合にあっては設立時取締役（設立しようとする株式会社が監査等委員会設置会社である場合にあっては、設立時監査等委員である設立時取締役又はそれ以外の設立時取締役）又は設立時監査役を含む。）となる者も、同様とする。

一 株主総会等の招集の手続又は決議の方法が法令若しくは定款に違反し、又は著しく不公正なとき。

二 株主総会等の決議の内容が定款に違反するとき。

三 株主総会等の決議について特別の利害関係を有する者が議決権を行使したことによって、著しく不当な決議がされたとき。

2 前項の訴えの提起があつた場合において、株主総会等の招集の手続又は決議の方法が法令又は定款に違反するときであっても、裁判所は、その違反する事実が重大でなく、かつ、

決議に影響を及ぼさないものであると認めるときは、同項の規定による請求を棄却することができる。

***取消事由**

・特別の利害関係を有する者が議決権を行使したことによる著しく不当な決議に該当するか否か（会社法第831条第1項第3号）

→Cが議決に参加したこと

・決議の内容が定款（定款の趣旨）に違反するか否か（同法第831条第1項第2号）

→趣旨に反する定款の適用があるかどうか

***無効事由**

・決議の内容が法令に違反するか否か（同法第830条第2項）

→趣旨に反する売渡請求

（相続人等に対する売渡しの請求に関する定款の定め）

第174条 株式会社は、相続その他の一般承継により当該株式会社の株式（譲渡制限株式に限る。）を取得した者に対し、当該株式を当該株式会社に売り渡すことを請求することができる旨を定款で定めることができる。

【趣旨】

株式会社が、定款にその旨の定めを設けることにより、相続その他の一般承継により当該株式会社の譲渡制限株式を取得した者に対し、当該譲渡制限株式を当該株式会社に売り渡すことを請求することができることとし、当該株式会社にとって必ずしも好ましくない者が当該株式会社の株主となることを防ぐことができるようにすること

→本件では定款あり

甲株式会社定款（抜粋）

（相続人等に対する売渡しの請求）

第9条 当社は、相続その他の一般承継により当社の株式を取得した者に対し、当該株式を当会社に売り渡すことを請求することができる。

＜考慮すべき事情＞

- ・ Bは甲社株式を相続する前から甲社の株主であったこと
- ・ Bが相続した甲社株式450株の全部についてではなく、Cが甲社の総株主の議決権の過半数を確保するために最低限必要な401株についてのみ、甲社がBに対して売渡しの請求をすることとしたこと
- ・ Aが取締役を退任した後はCも取締役を退任してBが代表取締役社長を務める旨のAC間の合意が存在していたこと
- ・ 本件請求はCが甲社の支配権を取得する目的でされていること
- ・ 他方で、会社法第174条の文言上は、これらのことにより、譲渡制限株式の相続人等に対する売渡しの請求が不適法となるとは規定されていないこと
- ・ 甲社定款第9条の定めは設立当初から設けられていたこと

以上